

[事案 2019-210] 新契約無効請求

・令和2年9月7日 和解成立

<事案の概要>

不適切な募集行為があったこと等を理由として、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成29年12月に信託銀行を募集代理店として契約した外貨建終身保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集手続きが、生命保険協会の「高齢者向けの生命保険サービスに関するガイドライン」、「市場リスクを有する生命保険の募集に関するガイドライン」等に違反している。
- (2)本契約は相続税対策のための利益安定型の終身保険と理解していたが、実際は為替変動リスクがある商品であった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集代理店の高齢者ルールに依拠して、適切に対応している。
- (2)本契約の募集にあたり、誤説明ないし説明不十分な点はなく、仮に申立人に錯誤があったとしても、申立人には重過失があり、錯誤無効の主張は認められない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本契約の加入時に高齢者ルール上の問題があったと認めることはできず、また、申立人が、本契約を元本保証のある保険で、為替リスクがないと錯誤したことによる契約無効は認められないが、本契約の内容やリスクに関する重要事項について、申立人の属性に照らして、申立人に理解してもらうために必要な方法および程度による十分な説明がなされたかについて疑問があることから、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。